

太陽のてがみ実施要領

(目的)

第1条 多くの町民の声を町政、まちづくりに反映させるため、町民の声を聞く機会を設け、町民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義等)

第2条 この要領において、太陽のてがみとは、町民等から町長へ寄せられた意見、疑問、町の知らせたい情報、町の知りたい情報などで、次に掲げるものをいう。

- (1) 太陽のてがみの専用紙を用いて、提出されたもの
- (2) 任意用紙や電子メールなど、太陽のてがみとの意向が示されているもの
- (3) その他、太陽のてがみとして取り扱うことが適当であると認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、その内容が次の各号のいずれかに該当するときは、太陽のてがみとして取り扱わないものとする。

- (1) 町政に関係のない意見等
- (2) 誹謗中傷、適当でないと判断される表現等が含まれているもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 政治活動、思想・信条及び宗教に関するもの
- (6) 個人名義ではなく団体名や団体の長としての意見等
- (7) 内容又は意図が不明瞭なもの
- (8) その他、町長が太陽のてがみとして取り扱うことが不適当と判断したもの

(受付)

第3条 太陽のてがみは、企画総務部企画財政課地域交流係において受け付けるものとする。

2 企画財政課地域交流係長は、太陽のてがみを受け付けたときは、その内容を審査し、町長へ閲覧したのち、その内容を掲示板にて町職員へ周知するものとする。その際、差出人の氏名は公表せず、年代、性別のみ公表する。

(回答)

第4条 前条により受け付けた太陽のてがみは、広報しらぬかにて回答するものとする。その際、太陽のてがみの内容に係る事務等を所管する課名を掲載する。

2 前項の規定にかかわらず、太陽のてがみの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広報しらぬかにて回答は行わないものとする。

- (1) 回答不要である旨の記載があるもの
- (2) 差出人の氏名に掲載がないもの
- (3) 差出人が回答を不要と申し出たもの
- (4) 一度広報しらぬかにて回答したもの

(5) その他、町長が回答不要と判断したもの

3 差出人からの太陽のてがみの文字数が多いときは、内容を精査の上、文字数を制限して掲載するものとする。

(個人情報の管理)

第5条 太陽のてがみに関する個人情報は、白糠町個人情報保護条例に基づき、適正に管理しなければならない。

(補足)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。